

【 特別調査の概要 】

1 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」)

(2) 事業所

(1)の産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

3 調査の時期

令和7年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間）の状況について、令和7年8月及び9月に調査を実施した。

4 主な調査事項

(1) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(2) 企業規模

(3) 常用労働者の数

(4) 常用労働者ごとの次に掲げる事項

ア 性

イ 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

ウ 年齢及び勤続年数

エ 1日の実労働時間数及び出勤日数

オ きまって支給する現金給与額

カ 特別に支払われた現金給与額

5 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送により回答する場合がある。

6 調査客体数

全国 23,760 事業所

岐阜県 477 事業所

7 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

(2) 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。

また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。

8 用語の定義

(1) 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記ア、イの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

(4) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

(5) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

(6) 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

(7) 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

(8) 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。